

納め忘れがないように

軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)の納期は5月31日(金)

軽自動車税(種別割)と自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点の所有者に課税されます。その納税通知書を5月上旬に送ります。納付書に記載されるeL・QRやeL番号を利用して、さまざまなキャッシュレス納付ができます。詳しくは「地方税お支払いサイト」を確認してください。



地方税お支払いサイト

その他の納付方法は次のとおりです。

●軽自動車税(種別割)

◇指定金融機関◇指定のコンビニ
エンストア◇各種決済サービス
(Pay Pay・LINE Pay
・支払秘書・Pay B・J・Co
in・d払い・auPAY)

●自動車税(種別割)

◇指定金融機関◇指定のコンビニ
エンストア◇県税事務所窓口◇
各種決済サービス(Pay Pay
・LINE Pay)

●問い合わせ先

◇軽自動車税(種別割)
市税課市民税担当
☎(580)1827

◇自動車税(種別割)
筑紫県税事務所 自動車税係
☎(513)5576

5月31日(金)が納期限です

◇軽自動車税(種別割)

延滞金は
年
8.7%

※令和6年の割合です。

※納期限の翌日から1カ月を超過する日までの割合は年2.4%です。

LINEで納期限のお知らせを発信中
バーコードを読み込み、友だち追加後に「受信設定」で通知を希望する税目を選んでください。



LINE

□座振替が便利

市ホームページで申し込みます。
※一部対応していない金融機関があります。

●問い合わせ先

◇納付に関する
納税課納税相談担当
☎(580)1975

◇口座振替に関する
納税課納税管理担当
☎(580)1832



市ホームページ

5月は消費者月間

今年のテーマ

「デジタル時代に求められる消費者力とは」

毎年5月は、消費者、事業所、行政が一体となって消費者問題に関する事業を集中的に行う「消費者月間」です。

デジタル化やAIなどの技術が急速に進展し、私たち消費者を取り巻く環境が急速に変化する一方で、リスクも多様化しています。

デジタル時代において、私たちが安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために必要な「消費力」とは、デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力の3つです。これらに加え、「気づく・断る・相談する」という基礎的な力の向上も求められています。

自立した消費者としてデジタル時代の消費生活を楽しむためにも、「消費力」を高める機会を増やしていきたいでしょう。

市消費生活センターを知っていますか

消費生活に関するトラブル解決の手助けやさまざまなアドバイスを行っています。契約のことで疑問や

不安があれば、気軽に相談してください。

消費生活相談員による出前講座

最新の事例を交えながら、トラブルに遭わないためのポイントや、悪質商法の手口、対処方法などを分かりやすく紹介する出前講座を無料で行っていきます。ぜひ学校の授業や地域の学習会などで利用してください。

市消費生活相談(予約不要)

平日 午前9時半～正午
午後1時～4時半
市消費生活センター(市役所新館4階)

☎(580)1968

消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日 午前10時～午後4時

☎1888(局番なし)

●問い合わせ先

生活安全課
☎(580)1897